



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和7年12月23日(火) 第10358号

■ 目次

ページ

公 告

- 農地を利用する権利を設定する裁定の申請（農業構造政策課）
- 開発工事の完了（建築課）

2

3

■ 公 告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁判の申請があつたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月23日

群馬県知事 山本 一太

1 申請に係る農地の所在等

所在・地番	地目	面積(m ²)	所有者等の情報
伊勢崎市国定町二丁目1419番	田	845	(亡) 諏訪 一信

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁判手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に貸し付ける。(水稻作)

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

公益財団法人群馬県農業公社農地中間管理事業規程第4条に適合するため、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる。

5 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年3月1日	令和18年2月29日まで (10年間)	64,220円 (年額7,600円/10a)

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年1月6日

(2) 提出先

群馬県農政部農業構造政策課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見書を提出する者が当該農地について農地中間管理機構との協議が調わず、又は協議を行うことができない理由

カ 意見の趣旨及びその理由

キ その他参考となるべき事項

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和7年12月23日

群馬県知事 山本 一太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡千代田町大字上五箇字駒形110-2、110-8	邑楽郡千代田町大字上五箇109番地1 金子将欣
2	邑楽郡邑楽町大字石打字松本1160-3、1160-5、1160-6、1160-7	邑楽郡邑楽町大字石打1164番地2 株式会社カオルフレーミング 代表取締役 内田薰

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話 027-223-1111